

広島市立保育園等施設包括管理業務公募型プロポーザル説明書

令和7年8月13日

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立保育園等施設包括管理業務

(2) 業務内容（詳細は「広島市立保育園等施設包括管理業務仕様書（案）」（以下「仕様書(案)」という。）のとおり。）

ア 対象業務

① 保守点検等業務

② 補修・修繕業務（見積金額が1件当たり100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の案件に限る。）

③ マネジメント業務

a 包括管理業務委託に関する統括管理業務

b 施設に関する不具合通報等への対応

c 施設巡回点検業務

イ 対象施設

336施設

内訳：広島市立保育園・認定こども園（85施設）、児童館（124施設）、放課後児童クラブ施設（3施設）、ちびっこ広場（124施設）

※ 施設については、契約期間中の新設又は廃止により増減することがある。

(3) 履行期間

ア 業務準備期間

契約締結日から令和8年3月31日

※契約締結日は事業者提案を基に協議し、令和8年3月31日までのいずれかの日とする。

イ 業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

1,827,000,000円

年度別の内訳

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
366,000,000円	364,400,000円	368,000,000円	365,000,000円	363,600,000円

業務別の内訳

保守点検等業務費	修繕業務費	マネジメント業務費
256,900,000円	1,206,100,000円	364,000,000円

※ 修繕業務費は修繕に関する費用（実際に修繕を行う事業者にかかる材料や作業等の費用）のみであり、発注収納代行にかかる費用は含まない。

(5) 契約担当課

広島市こども未来局幼保企画課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎3階）

電話：082-504-2153

FAX：082-504-2255

E-mail：ko-hoiku@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

(1) 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。

ウ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

オ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

② 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

カ 過去10年間（平成27年度から令和6年度まで。以下同じ）に、国又は他の地方公共団体において、公共施設に係る包括管理業務又はビルメンテナンス（建物保全）業務の受託実績を1回以上有すること。

キ 包括管理業務又はビルメンテナンス（建物保全）等業務について、通算5年以上の実務経験を有する者であって、本プロポーザル参加者と直接的かつ3か月以上の雇用関係にある者を本業務の統括責任者として専任で配置できること。

(2) 共同事業体の応募資格等

本プロポーザルに共同事業体で参加する場合は、構成事業者数は2又は3とし、代表事業者を1者選定すること。

ア 2(1)アからオは、共同事業体の全ての構成事業者が満たす必要がある。2(1)カ及びキについては、代表事業者にのみ求めることとする。

イ 2者で構成する共同事業体の場合は1以上の事業者を、また、3者で構成する共同事業体の場合は2以上の事業者を、広島市内に本店を有する者とする。

ウ 参加申込書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は認めない。

エ 共同事業体の構成事業者は、本プロポーザルにおいて同時に他の共同事業体の構成事業者となることはできない。

オ 共同事業体の構成事業者は、単独事業者として本プロポーザルに参加することはできない。

カ 共同事業体の代表事業者は、構成事業者と協定書を締結すること。協定書の様式は任意とする。なお、協定書には共同事業体を構成する全ての事業者が本市に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含めること。

キ 本プロポーザルに単独事業者として参加した者は、同時に共同事業体の構成事業者として参加することはできない。

3 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公示日から令和7年8月25日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）。

イ 提出方法

質問書（様式6）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

ウ 提出先

前記 1 (5)の契約担当課

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答する。また、前記 1 (5)の契約担当課において、令和7年9月1日(月)までの閉庁日を除く毎日(午前8時30分から午後5時15分まで)、閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問の内容に参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

イ 質問書はなるべく取りまとめて提出すること。

ウ 口頭や電話での質問は受け付けない。

エ 質問に対する回答は、本説明書の記載に優先して本説明書の一部となるものとする。

4 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式1)(単独用または共同企業体用)

イ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本(発行年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの。写し可)

ウ 広島市税の納税証明書(写し可)

「令和○年○月○日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある発注者の納税証明書(証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

※ 広島市内に事業所を有していない場合は、申立書(様式7)を提出すること。

エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」、「その3の2」、「その3の3」のいずれか)(電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

※ 共同企業体の場合は、構成員毎のものを提出すること。

オ 暴力団員の排除に関する誓約書(様式2)

カ 過去10年以内に国又は地方公共団体において、公共施設に係る包括管理業務又はビルメンテナンス(建物保全)業務の受託実績があることが分かる資料(契約書(仕様書を含む。))の写し)

※ 共同企業体の場合は、代表事業者分とする。

キ 統括責任者有資格者名簿(様式3)

※ 共同企業体の場合は、代表事業者分とする。

ク 共同企業体結成届等(様式4-1、4-2、4-3)

※ 共同企業体で応募資格確認申請書を提出する場合に限る。応募資格確認申請書の提出時において協定の締結がなされていない場合、企画提案書の提出時までには協定を締結し、共同企業体締結届等を添付すること。協定が締結されていることを確認できない場合は、企画提案書を受け付けない。

(2) 提出期間

令和7年8月22日(金)から令和7年9月4日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、閉庁日を除く)。

(3) 提出場所

前記 1 (5)の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、令和7年9月10日（水）までに応募者に文書又は電子メールにて通知する。

5 現地説明会

応募資格確認申請書を提出した応募者に対し、対象施設の一部において現地説明会を開催する。開催日時等の詳細については、応募資格確認申請書の提出時に通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の記載項目等

企画提案書（様式5）のとおり。

※ 文章、写真及びイメージ図等を用いて具体的に記載し、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

※ 大きさはA4判とし、表紙及び参考資料は除き、20頁以内とする。

※ 資料やイメージ図などの記載のため、A3判を使用する場合は、A3判1頁につき、A4判2頁として換算する。両面印刷する場合は、A4判用紙1枚につき2頁、両面印刷のA3判用紙1枚につき、A4判4頁として換算する。

※ フォントは縮小しない状態で10.5ポイント以上とすること。

※ 使用する言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。

(2) 提出部数等

次のア及びイを提出すること。

ア 企画提案書正本（様式5-1（正本用表紙）＋企画提案書（様式自由）及び見積書（様式9））
紙媒体1部、電子媒体1部

イ 企画提案書副本（様式5-2（副本用表紙）＋企画提案書（様式自由）及び見積書（様式9））
紙媒体9部

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和7年9月30日（火）午後5時15分

イ 提出場所 前記1(5)の契約担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 留意事項

ア 応募資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。

イ 提案は、1者（1企業体）につき1件とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

エ 企画提案書の表紙には、提案者名（所在地、企業名、代表者職氏名等）を記載すること。提案者名等の記載は正本（様式5-1）のみとし、副本（様式5-2）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。

オ 企画提案書の主文に、応募者名や応募者が特定できる記載をしないこと。

カ 提出された応募書類は返却しない。

キ 提出された企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式8）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合も同様とする。

ク 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められる等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(5) 提案の無効

- ア 本説明書に示したプロポーザル応募資格のない者が提出した企画提案
- イ プロポーザル参加者が、受託候補者の特定までの間に前記2(1)エの広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他プロポーザル応募資格を満たさなくなった場合
- ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ 本説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案
- ケ 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- コ 1(4)の委託料の上限額を超えた見積書を提出した場合

7 予想されるリスクと責任分担

本業務の実施における本市と受託者の責任分担は、原則として「予想されるリスクと責任分担」によることとし、参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと

8 審査方法

(1) 審査

広島市立保育園等施設包括管理業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

「広島市立保育園等施設包括管理業務受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

- ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーションを実施する。
- イ 審査委員会において、応募者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、審査委員会の求める最低限の基準である81点（評価点の満点の60％）に達していないと判断された場合においては、その提案は無効とする。
- ウ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

9 審査実施日及び審査結果

(1) 審査概要

- ア プレゼンテーションの実施日は、令和7年10月初旬を予定している。詳細はプレゼンテーション参加者に別途通知する。
- イ プレゼンテーション参加者による提案内容の説明は20分、質疑応答は15分として実施することを予定している。
- ウ プレゼンテーションの出席者はオンラインでの出席者を除き4名以内とする。そのうち一人は本業務の統括責任者として配置予定の者を必ず出席させること。
- エ 説明は提出済みの企画提案書の内容に沿って行うこととするが、企画提案書の内容に沿った別資料をプロジェクター等に表示することは差し支えない。
- オ プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、電源タップは市が用意する。その他提案に必要な機器は、インターネット環境も含めてプレゼンテーション参加者が用意すること。
- カ プレゼンテーションの審査結果は、プレゼンテーション参加者に対して審査終了後、文書により通知する。

(2) 審査結果の公表

契約の締結後、応募者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、広島市ホームページにおいて公表する。

(3) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、文書により受け付ける。ただし、その受付は、結果の通知日の翌日から起算して閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その文書を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に文書により回答する。

(4) 留意点

ア プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

イ ヒアリングは参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

10 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

11 契約の締結

(1) 本業務の契約は、受託候補者として特定された者と業務内容について協議等を行って仕様書(案)の内容を確定した後、改めて見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 仕様書(案)の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受託候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額は6(2)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1(5)の契約担当課に提出した場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

(4) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(5) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続により随意契約を行う。

(6) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

12 その他

(1) 本業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。

(4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。

(5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、

指名停止の措置を行うことがある。

- (6) 発注者が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (7) 提出された企画提案書等の著作権は、応募者に帰属するが、本市が本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存を行うことがある。
- (8) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (9) 応募資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (10) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画を変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本説明書等の記載内容に同意したものとする。

13 スケジュール

令和7年 8月13日(水)	公示(応募受付開始)
令和7年 8月25日(月)	質問受付期限
令和7年 9月 4日(木)	応募資格確認書提出期限
令和7年 9月30日(火)	企画提案書提出期限
令和7年10月初旬(予定)	審査委員会(受託候補者の特定)
令和7年10月中旬(予定)	審査結果の通知
令和7年10月下旬(予定)	優先交渉権者との業務内容に関する協議開始
令和8年 2月 (予定)	契約締結
令和8年 4月 1日(水)	業務開始

14 資料及び各種様式

このプロポーザルに係る資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) の トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」にある「【公募型プロポーザル】「広島市立保育園等施設包括管理業務」」からダウンロードできる
02 公募型プロポーザル説明書	
03 受託候補者特定基準	
04 予想されるリスクと責任分担	
05 仕様書(案)	
06-1別紙1 対象施設・業務一覧	
06-2別紙2 点検年度・設備一覧(別途配布)	
07-1(様式1)公募型プロポーザル応募資格確認申請書(単独用)	
07-2(様式1)公募型プロポーザル応募資格確認申請書(共同事業体用)	
08-1(様式2)暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(単独用)	
08-2(様式2)暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(共同企業体用)	
09 (様式3)統括責任者有資格者名簿	
10 (様式4-1)共同企業体結成届	
11 (様式4-2)共同企業体協定書	
12 (様式4-3)共同企業体委任状	
13 (様式5)企画提案書	
14 (様式6)質問書	
15 (様式7)申立書	
16 (様式8)取下願	
17 (様式9)見積書	